3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成25年８月12日
関東地方整備局長　深澤　淳志
1　処分をした年月日　平成25年６月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山万株式会社　嶋田　哲夫　東京都中央区日本橋小網町６－１　国土交通大臣許可（特―22）第4067号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６０２号
広島県東広島市西条町大沢1257番地４
債務者　和才　志乃
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
北海道苫小牧市北栄町４丁目３番地の５　ドゥエルデラ101号
債務者　山田　昭彦
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８５号
北海道苫小牧市北栄町４丁目３番地の５　ドゥエルデラ101号
債務者　山田　容子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第９５号
北海道苫小牧市川沿町１丁目２番５号　エレガントハイツシャネル106
債務者　立成　美希（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３３９号
宮城県塩竈市旭町２番19号　２Ｆ
債務者　吉田真寿美（旧姓小向）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
仙台市太白区袋原３丁目12番29号、住民票上の住所仙台市太白区長町南３丁目40番８号　シティ長町南101
債務者　布田　佳世
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目26番１号　レジデンス鈴木102号、従前の住所宮城県多賀城市伝上山４丁目３番32号　ヘルーダス103
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
仙台市若林区伊在字東通14番地の２　23Ｂ―５Ｌサンデュエル六丁の目1002
債務者　金野　祐子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―701号
債務者　外崎　裕貴
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
茨城県笠間市平町1754番地４　マリーナハイツ原205
債務者　鎌倉　三郎
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２７７号
新潟県五泉市不動堂828番地
債務者　高内　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１００号
滋賀県彦根市平田町85番地１　207号
債務者　杉山　幸男
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４７１号
神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番15―414号
債務者　須磨青果こと　須磨　龍雄
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０４号
兵庫県西宮市高木東町15番46号
債務者　大和　直美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係